

機密保持の取扱いに係る特記事項

(目的)

第1 本特記事項は、甲が乙に対して開示する機密情報に関する守秘義務の履行手続きを定めることを目的とする。

(機密情報の定義)

第2 本特記事項における「機密情報」とは、文書、口頭その他いかなる方法によるかを問わず、この契約による業務のため、甲が乙に対して開示する又は開示することなく乙が知り得る有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 「機密」等機密である旨の表示を明示した上で、技術資料等を文書又は電子媒体により開示されるもの。

(2) 開示の際に機密として扱う旨明示されて口頭で開示され、かつ開示後10日以内に書面にて機密である旨指定されたもの。

(3) 甲により機密性を有していると合理的に判断されるもの。

2 次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報から除くものとする。

(1) 開示時点で既に公知のもの、又は開示後に乙の責めによらず公知となったもの。

(2) 開示時点で既に乙が保有していたもの。

(3) 第三者から正当に入手したもの。

(4) 甲からの開示以降に、甲から入手した情報によらず開発したもの。

(機密保持義務)

第3 乙は、機密情報を厳に機密として保持し、第三者に開示、若しくは漏洩し、あるいはこの契約による業務の遂行以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとする。この場合において、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(機密情報の管理)

第4 乙は、機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって、厳重に保管し管理するものとする。

(機密情報の返還・消去)

第5 乙は、この契約による業務が終了若しくは解除された場合又は甲が要求する場合には、甲から開示され又は提供された機密情報をその複製、複写物を含めて、直ちに甲に返還するものとする。

2 乙は、前項の場合で、機密情報の返還に代えて機密情報の消去を求めたときは、消去方法を甲乙協議の上、機密情報をその複製、複写物を含めて、直ちに消去するものとし、消去完了後速やかに消去報告書を甲に提出するものとする。

(従業員の守秘義務)

第6 乙は、この契約による業務に関係する、又は当該業務に関する機密情報に触れる可能性がある自らの従業員等(自らの役員並びに従業員及び派遣社員等自らの指揮命令に服する者をいう。)に対して、雇用期間中のみならず退職後も本特記事項の守秘義務を遵守させるために、自らの従業員等との間で機密情報の保持に関する契約等を締結するなどの策を講じなければならない。

(知的財産権)

第7 乙は、本機密情報に関係して発明又は考察等が生じた場合は、すみやかに甲に連絡し、その権利の帰属等を両者協議の上、決定するものとする。

2 前項の規定に関わらず、この契約による業務に関連する全ての著作権は甲に帰属するものとする。

(再委託の場合の守秘義務)

第8 乙が甲の承諾を得て、この契約による業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合には、乙は本特記事項に基づく義務を当該第三者に対しても負わせなければならない。ただし、この場合でも乙が甲に対して負う義務は免れないものとする。

(報告義務)

第9 乙は、本特記事項に違反する行為が生じた時は、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 甲は、本特記事項の履行状況を確認するために、随時、乙に対して報告を求め、乙の作業場所に立ち入ることができるものとする。